髙和果公報

 発
 行

 高
 知
 県

 高
 知
 市
 丸
 内

 一丁目2番20号
 要
 2
 日

 毎
 週
 2
 回

 (火曜日・金曜日)

目 次

る条例

		\vdash	DC				
条	: 例					~	°-
	◎職員	の給与に	関する条例	列の一部を	改正する条	€例	
	◎高知	県税条例	等の一部を	を改正する	条例		
	◎高知	県病院等	の人員及び	び施設に関	する基準等	を定める	
	条例	の一部を	改正する釒	条例			
	◎高知	県介護保	険法関係=	手数料徴収	2条例の一部	『を改正す	

公布された条例のあらまし

◆職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第47号)

1 条例改正の目的

国家公務員の特殊勤務手当について規定した人事院規則が一部改正されたことを考慮 し、夜間に病棟において勤務する看護師等である職員に支給する特殊勤務手当について 必要な改正をすることとした。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成30年4月1日から適用することとした。

◆高知県税条例等の一部を改正する条例(高知県条例第48号)

1 条例改正の目的

地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)の施行による地方税法(昭和25年法律第226号)等の一部改正に伴い、個人の県民税及び県たばこ税について必要な改正をすることとした。

- 2 主要な内容
- (1) 個人の県民税
- ア 平成33年度以後の各年度分の個人の県民税について、非課税措置の対象となる障害者、未成年者、寡婦及び寡夫の前年の合計所得金額を135万円以下(改正前125万円以下)とすること。(第32条の2第1項第2号)
- イ 平成33年度以後の各年度分の個人の県民税における調整控除について、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、調整控除の適用はできないこととすること。(第39条)
- (2) 県たばこ税
- ア 次に掲げる期間における県たばこ税の税率は、それぞれ次に定める税率とすること。(第90条の4)
- (ア) 平成30年10月1日から平成32年9月30日まで 1,000本につき930円
- (イ) 平成32年10月1日から平成33年9月30日まで 1,000本につき1,000円
- (ウ) 平成33年10月1日以後 1,000本につき1,070円
- イ 加熱式たばこの課税方式について、次に掲げる措置を講ずること。(第90条の3 第3項)
- (ア) 加熱式たばこの課税標準を次のa及びbのとおり換算した紙巻たばこの本数の合計数とすること。
 - a 加熱式たばこの重量(フィルターその他の一定の物品の重量を除く。)の 0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算すること。
- b 加熱式たばこの小売価格を、紙巻たばこの1本の金額に相当する金額をもって、紙巻たばこの0.5本に換算すること。
- (イ) (ア)の換算方法は段階的に導入することとし、次に掲げる期間における加熱 式たばこの課税標準は、それぞれ次に定めるとおりとすること。
- a 平成30年10月1日から平成31年9月30日まで 現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じた本数及び(ア)の方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じた本数の合計数
- b 平成31年10月1日から平成32年9月30日まで 現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じた本数及び(ア)の方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じた本数の合計数

- c 平成32年10月1日から平成33年9月30日まで 現行の方法により換算した紙 巻たばこの本数に0.4を乗じた本数及び(ア)の方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じた本数の合計数
- d 平成33年10月1日から平成34年9月30日まで 現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じた本数及び(ア)の方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じた本数の合計数
- ウ 次に掲げる日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一 定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこと。
- (ア) 平成30年10月1日(高知県税条例等の一部を改正する条例(平成30年高知県条例第48号。以下「平成30年一部改正条例」という。) 附則第5項から第9項まで)
- (イ) 平成32年10月1日(平成30年一部改正条例附則第12項から第16項まで)
- (ウ) 平成33年10月1日(平成30年一部改正条例附則第18項から第22項まで)
- エ 高知県税条例の一部を改正する条例(平成27年高知県条例第56号。以下「平成27年一部改正条例」という。)において講じた紙巻たばこ三級品に係る県たばこ税の税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率は、同年9月30日まで適用を延長すること。(平成27年一部改正条例附則第12項第3号)
- (3) その他所要の規定の整備を行うこと。
- 3 施行期日

この条例は、平成30年10月1日から施行することとした。ただし、2の(2)のイの(イ)のbは平成31年10月1日から、2の(2)のアの(イ)、2の(2)のイの(イ)のc及び2の(2)のウの(イ)は平成32年10月1日から、2の(1)は平成33年1月1日から、2の(2)のアの(ウ)、2の(2)のイの(イ)のd及び2の(2)のウの(ウ)は同年10月1日から、2の(2)のエは公布の日から施行することとした。

- ◆高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(高知 県条例第49号)
- 1 条例改正の目的

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年 法律第52号)の施行により医療法(昭和23年法律第205号)が一部改正されたこと等に 伴い、特定介護療養型医療施設、特定病院及び特定診療所の看護師等の員数の基準に係 る経過措置を平成36年3月31日まで延長するとともに、介護老人保健施設及び介護医療 院の入所定員数に係る既存の病床数へのみなし基準についての経過措置を定める等必要 な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

- ◆高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(高知県条例第50号)
- 1 条例改正の目的

介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成30年厚生労働省令第30号)の施行により介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)が一部改正されたことを考慮し、介護医療院の建物の構造の変更並びに施設及び設備の変更の許可の申請に対する審査に係る手数料を新たに徴収することとした。

2 施行期日

この条例は、平成30年8月1日から施行することとした。

条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成30年7月13日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県条例第47号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)の一部を次のように改正する。 第13条第2項の表5の項中「3,300円」を「3,550円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の給与に関する条例 (以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。 (経過措置)
- 2 改正後の条例の規定は、平成30年4月1日以後の勤務に係る特殊勤務手当の支給について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

(特殊勤務手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の職員の給与 に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による 特殊勤務手当の内払とみなす。

高知県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月13日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第48号

高知県税条例等の一部を改正する条例

(高知県税条例の一部改正)

- 第1条 高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。 第49条の2第1項及び第62条の2第1項中「条約(」を「租税条約(」に改める。 第90条の3第1項中「消費等」を「消費等(第3項から第5項までにおいて「売渡し 等」という。)」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に、「製造たばこ」を 「第4項の製造たばこ」に、「重量」を「重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1 個当たりの重量」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」 に、「を本数」を「を紙巻たばこの本数」に、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲 げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合 における」に、「第90条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を 「売渡し等」に改め、「喫煙用の」を削り、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1 項を加える。
 - 5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量 (同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。) に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法によ

账

り行うものとする。

第90条の3第2項中「前項の製造たばこ」を「前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項後段を削り、同項の表中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に、「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同項の次に次の1項を加える。

- 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。
- (1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 加熱式たばこの重量 (フィルターその他の法第74条の4第3項第2号に規定する総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額として法第74条の4第3項第3号に規定する政令で定めるところにより計算した金額をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び地方消費税に相当する金額を除く。)
- イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法 (昭和59年法律第72号) 第10 条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第90条の4中「860円」を「930円」に改める。

第2条 高知県税条例の一部を次のように改正する。

第90条の3第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

第3条 高知県税条例の一部を次のように改正する。

第32条第1項、第4項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第32条の2第1項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改める。

第39条中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所 得割の納税義務者」に改める。

第49条の2第1項及び第49条の3第1項中「第72条の33第3項」を「第72条の31第3項」に改める。

第53条第1項第1号イ中「個人、」を「個人、投資法人(」に、「投資法人、」を「投資法人をいう。)、特定目的会社(」に、「特定目的会社」を「特定目的会社をいう。)」に改める。

第60条第1項第5号中「第72条の33第3項」を「第72条の31第3項」に改め、同条第2項中「第72条の33第2項」を「第72条の31第2項」に改める。

第61条中「第72条の33第2項」を「第72条の31第2項」に改める。

第62条の2第1項及び第62条の3第1項中「第72条の33第3項」を「第72条の31第3項」に改める。

第63条の4中「第72条の33の2」を「第72条の33」に改める。

第70条の2第1項中「によって」を「により」に改める。

第90条の3第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改める。

第90条の4中「930円」を「1,000円」に改める。

付則第7条第1項中「前年」を「当該年度の初日の属する年の前年(以下「前年」という。)」に改める。

付則第13条の3第1項中「第72条の33第2項」を「第72条の31第2項」に改める。

第4条 高知県税条例の一部を次のように改正する。

第90条の3第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改める。 第90条の4中「1,000円」を「1,070円」に改める。

第5条 高知県税条例の一部を次のように改正する。

第90条の3第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改める。

(高知県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 高知県税条例の一部を改正する条例(平成27年高知県条例第56号)の一部を次のように改正する。

附則第12項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、附則第22項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「204円」を「274円」に改め、附則第23項の表中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に、「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第1条中高知県税条例第49条の2第1項及び第62条の2の改正規定 平成31年1 月1日
- (2) 第2条及び附則第9項の規定 平成31年10月1日
- (3) 第3条(高知県税条例第32条の2第1項第2号、第39条、第90条の3第3項及び 第90条の4の改正規定を除く。)の規定 平成32年4月1日
- (4) 第3条中高知県税条例第90条の3第3項及び第90条の4の改正規定並びに附則第10項から第15項までの規定 平成32年10月1日
- (5) 第3条中高知県税条例第32条の2第1項第2号及び第39条の改正規定及び次項の 規定 平成33年1月1日
- (6) 第4条及び附則第16項から第21項までの規定 平成33年10月1日
- (7) 第5条及び附則第22項の規定 平成34年10月1日
- (8) 第6条の規定 公布の日

(県民税に関する経過措置)

2 前項第5号に掲げる規定による改正後の高知県税条例の規定中個人の県民税に関する 部分は、平成33年度以後の個人の県民税について適用し、平成32年度分までの個人の県 民税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

3 別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日(次項において「施行日」とい

- う。) 前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に、高知県税条例第90条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同条例第91条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(高知県税条例の一部を改正する条例附則第11項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この項、次項及び第8項において同じ。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(高知県税条例第8条第2項第5号に規定する卸売販売業者等をいう。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。
- 5 前項に規定する者は、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの 貯蔵場所ごとに、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理 する当該小売販売業者の営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法 律第3号。以下「地方税法等改正法」という。) 附則第10条第3項に規定する総務省令 で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成30年10月31日までに、知 事に提出しなければならない。
- (1) 所持する製造たばこの区分(地方税法等改正法第1条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)第74条第2項に規定する製造たばこの区分をいう。以下同じ。)及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
- (2) 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 7 附則第4項の規定により県たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第1条(高知県税条例第49条の2第1項及び第62条の2の改正規定を除く。)の規定による改正後の高知県税条例(以下この項において「平成30年10月新条例」という。)の規定中県たばこ税に関する部分(平成30年10月新条例第90条の3第1項、第90条の4、第91条、第92条の2第1項から第4項まで、第92条の3及び第93条の規定を除く。)を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる平成30年10月新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第26条第 4 号	法第74条の12第2項	地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。以下「平成30年改正法」という。) 附則第10条第6項の規定により 読み替えて適用される法第74条

		の12第2項
第90条の3第2項	前項	高知県税条例等の一部を改正す る条例 (平成30年高知県条例第 48号。以下「平成30年改正条 例」という。) 附則第4項
第90条の3第3項	第1項	平成30年改正条例附則第4項
第92条の2第5項	法第74条の12第2項	平成30年改正法附則第10条第6 項の規定により読み替えて適用 される法第74条の12第2項
第92条の4第1項 第92条の2第1項から第3項まで		平成30年改正条例附則第5項
	当該各項に規定する申告書の提 出期限	平成30年10月31日
第93条の5第1項	、申告書	、平成30年改正条例附則第5項 の規定による申告書(以下この 条において「申告書」とい う。)
	法第74条の12第2項	平成30年改正法附則第10条第6項の規定により読み替えて適用される法第74条の12第2項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第4項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、高知県税条例第93条の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第92条の2第1項から第4項までの規定により知事に提出すべき申告書には、地方税法等改正法附則第10条第7項に規定する総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。
- 9 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たば こ税については、なお従前の例による。
- 10 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の目前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 11 平成32年10月1日前に、売渡し等が行われた新法第74条第1項第1号に規定する製造 たばこ(以下「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又 は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項

足

の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。

- 12 前項に規定する者は、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの 貯蔵場所ごとに、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理 する当該小売販売業者の営業所ごとに、地方税法等改正法附則第12条第3項に規定する 総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成32年11月2日ま でに、知事に提出しなければならない。
- (1) 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
- (2) 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項
- 13 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 14 附則第11項の規定により県たばこ税を課する場合においては、前3項に規定するもののほか、附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の高知県税条例(以下この項において「平成32年10月新条例」という。)の規定中県たばこ税に関する部分(平成32年10月新条例第90条の3第1項、第90条の4、第91条、第92条の2第1項から第4項まで、第92条の3及び第93条の規定を除く。)を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる平成32年10月新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第26条第 4 号	法第74条の12第2項	平成30年改正法附則第12条第6 項の規定により読み替えて適用 される法第74条の12第2項
第90条の3第2項	前項	平成30年改正条例附則第11項
第90条の3第3項	第1項	平成30年改正条例附則第11項
第92条の2第5項	法第74条の12第2項	平成30年改正法附則第12条第6 項の規定により読み替えて適用 される法第74条の12第2項
第92条の4第1項	第92条の2第1項から第3項まで	平成30年改正条例附則第12項
	当該各項に規定する申告書の提 出期限	平成32年11月2日

第93条の5第1項	、申告書	、平成30年改正条例附則第12項 の規定による申告書(以下この 条において「申告書」とい う。)
	法第74条の12第2項	平成30年改正法附則第12条第6 項の規定により読み替えて適用 される法第74条の12第2項

- 15 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第11項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、高知県税条例第93条の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第92条の2第1項から第4項までの規定により知事に提出すべき申告書には、地方税法等改正法附則第12条第7項に規定する総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。
- 16 別段の定めがあるものを除き、附則第1項第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 17 平成33年10月1日前に、売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する 卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法 附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を 課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日 に小売販売業者に売り渡したものとみなして、県たばこ税を課する。この場合における 県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該県たばこ税の税率は、1,000本につき70円とする。
- 18 前項に規定する者は、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの 貯蔵場所ごとに、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理 する当該小売販売業者の営業所ごとに、地方税法等改正法附則第13条第3項に規定する 総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成33年11月1日ま でに、知事に提出しなければならない。
 - (1) 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数
 - (2) 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定による県たばこ税額
 - (3) 前2号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項
- 19 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、当該申告書に記載した同項第2号に掲げる県たばこ税額に相当する金額を納付しなければならない。
- 20 附則第17項の規定により県たばこ税を課する場合においては、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の高知県税条例(以下この項において「平成33年10月新条例」という。)の規定中県たばこ税に関する部分(平成33年10月新条例第90条の

3第1項、第90条の4、第91条、第92条の2第1項から第4項まで、第92条の3及び第93条の規定を除く。)を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる平成33年10月新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第26条第 4 号	法第74条の12第2項	平成30年改正法附則第13条第6 項の規定により読み替えて適用 される法第74条の12第2項
第90条の3第2項	前項	平成30年改正条例附則第17項
第90条の3第3項	第1項	平成30年改正条例附則第17項
第92条の2第5項	法第74条の12第2項	平成30年改正法附則第13条第6 項の規定により読み替えて適用 される法第74条の12第2項
第92条の4第1項	第92条の2第1項から第3項まで	平成30年改正条例附則第18項
	当該各項に規定する申告書の提 出期限	平成33年11月1日
第93条の5第1項	、申告書	、平成30年改正条例附則第18項 の規定による申告書(以下この 条において「申告書」とい う。)
	法第74条の12第2項	平成30年改正法附則第13条第6 項の規定により読み替えて適用 される法第74条の12第2項

- 21 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第17項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、高知県税条例第93条の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第92条の2第1項から第4項までの規定により知事に提出すべき申告書には、地方税法等改正法附則第13条第7項に規定する総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。
- 22 附則第1項第7号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった県たば

こ税については、なお従前の例による。

高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここ に公布する。

平成30年7月13日

高知県知事 尾﨑 正直

高知県条例第49号

高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例(平成25年高知県条例第4 号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第5項」を削る。

第3条中「並びに附則第48条第1項及び第5項」を削る。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

第6条第1号中「及び第3項」を「から第5項まで」に改め、同条第2号中「第8条」を「第7条」に改め、同条を第5条とする。

第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

附則第2項中「次項」を「附則第4項」に、「(以下この項において」を「(以下」に、「第7条第1項第2号」を「第6条第1項第2号」に改め、附則第3項中「この項において」を削り、「高知市長」を「高知市長。次項において同じ。」に、「第7条第2項第1号」を「第6条第2項第1号」に改め、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定の適用を受ける病院の開設者が、平成30年6月30日までの間に、再び特定 介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出ている場合に は、同項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。 附則に次の1項を加える。
- 5 前項の規定の適用を受ける診療所の開設者が、平成30年6月30日までの間に、再び特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出ている場合には、同項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - (介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数に係る既存の病床数へのみなし基準)
- 2 高知県病院等の人員及び施設に関する基準等を定める条例第3条に規定する場合において、当該地域における既存の病床数を算定するに当たって、平成36年3月31日までの間、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院の入所定員数を既存の療養病床の病床数とみなすことに係る地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)附則第28条の条例で定める基準は、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成30年厚生労働省令第30号)第42条に定めるところによる。

······

高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成30年7月13日

高知県知事 尾﨑 正直